

発議第4号

南陽市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

令和5年9月21日

提出者 南陽市議会議員 高橋 篤

賛成者 同 高橋 弘

賛成者 同 川合 猛

賛成者 同 板垣 致江子

賛成者 同 佐藤 明

賛成者 同 殿岡 和郎

南陽市議会議長 船山 利美 殿

南陽市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

南陽市議会議員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

南陽市議会議員定数条例の一部を改正する条例

南陽市議会議員定数条例（平成14年条例第29号）の一部を次のように改正する。
本則中「17人」を「16人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。

提 案 理 由

議員定数削減による改正。